

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員に係る女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

制 定 令和3年3月15日規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは広域連合長とし、広域連合事務局に勤務する職員について同項に規定する特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。